

佐渡市賃借料情報 令和4年11月発行

令和3年7月から令和4年6月までに締結された賃借料水準(10a当り)は以下のとおりとなっています。

農地法の改正により標準小作料制度は廃止されました。その代わりに過去1年間に締結(公告)された賃借料をもとに、平均額、最高額、最低額、データ筆数を賃借料情報として提供します。

この賃借料情報はあくまで目安となりますので、契約にあたっては農地の実情に応じ、両者で話し合いの上、賃借料を定めて下さい。

【田の実勢価格】

地区	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	データ筆数
(参考)市内全域	8,500	13,500	2,700	2,209
両津地区	7,700	13,100	2,800	486
相川地区	5,800	10,400	2,700	158
佐和田地区	8,400	13,000	2,700	359
金井地区	8,500	13,500	3,000	511
新穂地区	10,500	13,500	4,000	200
畑野地区	9,800	13,000	4,400	151
真野地区	9,500	13,500	3,000	203
小木地区	10,300	12,500	6,500	23
羽茂地区	8,500	12,700	3,500	100
赤泊地区	5,200	8,400	4,200	18

【畑の実勢価格】

地区	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	データ筆数
市内全域 (普通畑・樹園地)	6,900	13,000	2,700	87

1. 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。
2. 著しく低額あるいは高額なデータ及び使用貸借は除いて算出しています。
3. 賃借料を物納(玄米)で行っている場合は、その算定を令和3年産米JA仮渡額「6,500円/30kg」で換算しています。

お問い合わせ先:佐渡市農業委員会 (電話63-5115)